






番号 呉文文委第21号 /		文化振興課		設計者	検査者	主査(GL)	補佐	主幹	課長	副部長	部長
<div style="text-align: center;">  <p>令和8年度～令和13年度</p> <p>呉市業務委託設計書</p> </div>							/	/		/	/
				<p>概要</p> <p>・安浦歴史民俗資料館(南薫造記念館)の警備について、令和8年度(8月)から令和13年度(7月)までの機械警備業務の委託(長期継続契約)</p>							
<p>名 称 <u>安浦歴史民俗資料館(南薫造記念館)機械警備業務</u></p> <p>実施場所 <u>呉市安浦町内海南2丁目13-10ほか</u></p>				<p>予定価格(消費税抜き)</p>		<p>2,874,000</p>		<p>円</p>			
<p>業務日数</p> <p>又は期限</p>		<p>日間</p> <p>令和13年7月31日</p>		<p>説明事項</p>	<p>1 前金払</p> <p>2 支払方法</p> <p>3 その他</p>		<p>有(%以内) <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/></p> <p>一括 <input checked="" type="radio"/> (分割) (毎月払い)</p>				

設計内訳書

業 務 名 称	安浦歴史民俗資料館(南薫造記念館)機械警備業務					
名 称	種 別	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
本業務費						
直接業務費	直接人件費	式	1			
	直接物件費	式	1			
業務管理費		式	1			
小 計						
一般管理費		式	1			
合 計						
消 費 税		%	10			
総 合 計						

安浦歴史民俗資料館（南薫造記念館）機械警備業務仕様書

呉市（以下「委託者」という。）は、安浦歴史民俗資料館（南薫造記念館）の施設/設備の夜間、休館日等における防火、防犯等に関する管理業務を警備業務受託者（以下「受託者」という。）に委託して行う場合の実施要領を次のとおりとする。

1 業務の対象物件

- (1) 名称 安浦歴史民俗資料館（南薫造記念館）特別展示室、母屋、及びアトリエ
- (2) 所在地 呉市安浦町内海南2丁目13-10, 14-15

2 業務の内容

業務の内容は、対象物件の機械式警備とする。

(1) 防犯業務

- ア 受託者は、16時45分から翌日8時45分までの間（委託者の休日に当たるときは、終日）において、警報機器又は委託者の機器によって感知される侵入異常の監視並びに侵入異常を受信したときにおける緊急対処及び警察機関への通報を行うものとする。
- イ 受託者は、異常情報を受信したときは、遅滞なく緊急要員を急行させ、異常事態の内容の確認を行うものとする。その結果、必要と認めたときは警察機関に通報し、緊急出動を要請するとともに事態の拡大防止のため必要な処置をとるものとする。

(2) 火災監視業務

- ア 受託者は、終日、警報機器又は委託者の機器によって感知される対象物件に係る火災異常の監視並びに火災異常を受信したときにおける緊急対処及び消防機関への通報を行う。
- イ 受託者は、異常情報を受信したときは、遅滞なく対象物件に電話連絡し、火災発生と判断したときは直ちに消防機関に通報し緊急出動を要請するものとし、同時に緊急要員を対象物件に急行させ、初期消火等の必要な処置をとるものとする。この場合において、対象物件に電話連絡しても連絡不能の場合又は委託者により警報機器がセットされている状態その他受託者において無人時と扱うことができる状態において、異常情報を受信したときは、受託者は遅滞なく緊急要員を対象物件に急行させ、火災の有無の確認を行うとともに、必要と認めた場合は消防機関に通報し、緊急出動を要請するものとする。

(3) 設備監視及び制御業務

- ア 受託者は、終日、対象物件の自火報結線、総合警報盤等の設備監視及び制御を行う。
- イ 受託者は、警報機器又は委託者の機器によって感知される委託者の機器の異常を終日監視し、委託者の機器の異常情報を受信したときは、状況、機器の種類及び監視項目等に応じ、遅滞なく連絡又は復旧等に必要措置（場合によっては、可能な限りの応急処置及び被害拡大防止処置）を講ずるものとする。
- ウ 受託者は、委託者の機器について、運転の起動・停止、設定変更又は警報機器のセット・解除操作若しくは異常感知に連動させる業務を行うものとする。この場合において、機器の動作に異常が発生したことを知ったときは、遅滞なく緊急要員を対象物件に急行させ異常内容の確認を行い、必要と認めたときは、速やかに委託者に通報するものとする。
- エ その他人命に影響を及ぼす設備の作動又は異臭発生その他の危険性を認めた場合は、直

ちに消防機関及び委託者に通報すると同時に緊急要員を対象物件に急行させ、出動した消防機関に対する対象物件の最終出入口までの誘導、第三者の対象物件への入場の制止、可能な限りの初期消火等必要な措置をとるものとする。

3 警報機器の設置、撤去等

(1) 警報機器の設置

業務に必要な警報機器及びそれに付帯する一切の設備（あらかじめ委託者が設置している機器を除く。）については、受託者の責任及び負担において設置するものとする（別紙図面機械警備警戒区域参照）。警報機器の操作等に必要なカード等は、委託者が対象物件の管理に必要とする数を用意するものとする。

(2) 業務に使用する回線

機器等の監視等の業務に使用する回線については、常時断線監視するものとし、これに係る通信費は委託者が負担する。

(3) 警報装置の維持管理

設置された警報機器及びそれに付帯する一切の設備については、その機能を正常に維持するため、受託者において定期的に保守点検を行うものとし、その維持管理費及び保守点検費用は受託者の負担とする。ただし、対象物件の増改築及び大規模改修に伴う警報機器の増設及び改修に要する経費は、委託者及び受託者で協議の上、決定するものとする（建具の一部取替え等の小規模なものについては、受託者の負担とする。）。なお、万一業務中に警報装置が作動不能になった場合は、受託者は、警備員を待機させるなど代替警備対策を講ずるものとする。

(4) 警報装置の撤去

契約終了後は、受託者の責任及び負担において警報機器及びそれに付帯する一切の設備（委託者が設置した機器を除く。）を撤去するものとする。

4 その他

(1) 代替警備対策

警報装置の設置及び作動までの間は、受託者において代替警備対策を講ずるものとする。

(2) 警備計画書

受託者は、この業務の契約締結後、機器の設置図面及び警備計画書を速やかに委託者に提出するものとする。

(3) 警備実施結果の報告

受託者は、警備責任時間内における警備結果について、1か月ごとに警戒時間、解除時間、異常内容等を記載した警備報告書を作成し、翌月に委託者に報告するものとする。

(4) 事故報告

事故が発生の際には、受託者は、速やかに電話又は口頭で委託者に報告するとともに後刻書面をもって報告するものとする。

(5) 鍵の預託

警備に必要な鍵は、委託者から預託を受ける。受託者は、預託された鍵の取扱いについては、厳重に行うものとする。

(6) 長期継続契約

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約である。

委託者は、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の予算において、この契約の経費に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除するものとする。